

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
全ト協	該当なし	<p>【呼気吹込み式アルコールインターロック】 国土交通省の技術指針に適合しているもの</p> <p>【IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器】 Gマーク認定事業所が導入する場合に限り、助成対象となります。</p> <p>車両1台につき対象装置ごとに機器取得価格の1/2、上限2万円</p> <p>*各都道府県トラック協会を通じて実施いたしますので、お申し込み等詳細につきましては、所属のトラック協会にお問い合わせください。</p>		該当なし	<p>【助成対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)</p> <p>【助成額】機器取得費用の1/2、上限5万円</p> <p>各都道府県トラック協会の会員である中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)が対象。</p> <p>*各都道府県トラック協会を通じて実施いたしますので、お申し込み等詳細につきましては、所属のトラック協会にお問い合わせください。</p>
北海道トラック協会	該当なし	<p>令和3年4月1日から令和4年3月4日の間に、購入及び装着支払いが完了したものの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【呼気吹込み式アルコールインターロック装置】 呼気吹込み式アルコールインターロック装置は国土交通省の技術指針に適合しているものとする。</p> <p>【IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器】 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。</p> <p>1台当たり2万円(全ト協の助成金を含む)を交付する。 1社10台まで。 ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月4日までに新たに導入及び支払い(リース契約の場合は契約締結)が完了したもので以下に記載した機器(国から補助金が交付された機器・中古品・レンタル品は除く)</p> <p>※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>(1) 公益社団法人全日本トラック協会によって分類された以下のドライブレコーダー ①簡易型 ②標準型 ③運行管理連携型 (2) (1)のいずれかの分類に準じた機能を保有しているドライブレコーダー</p> <p>【助成額】取得額の2分の1【上限額】20,000円 ※取付け費用と消費税を除く</p> <p>【助成上限台数】 ・1両 ~ 19両 保有台数分 ・20両 ~ 99両 20台 ・100両~199両 25台 ・200両~ 35台</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月4日の間に、購入及び支払い(一括・割賦)が完了したものの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象機器】 全ト協が定める基準に適合する全自動血圧計(業務用)ただし、本体以外のオプション品、並びに中古品および国から補助金が交付された機器については、助成対象としない。</p> <p>【助成額】 装置の取得額の10分の7(上限7万円)の助成額を交付</p> <p>【助成上限】 1事業所につき1台</p>	
青森県トラック協会	該当なし	<p>事前申請必須、本申請の前に事前申請様式を提出してください。</p> <p>助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月25日 ◆第1期：公募期間4月1日～7月20日 7月末日 ※第1期事前申請は予算に達したため、受付を終了いたしました。(6/7) ◆第2期：公募期間8月1日～11月20日 11月末日 ◆第3期：公募期間12月1日～翌2月20日 2月25日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・呼気吹込み式アルコールインターロック ・国土交通省の技術指針に適合しているもの ・IT対応携帯型アルコール検知器 ・Gマーク認定事業所のみ助成対象</p> <p>【助成額】 各機器費用の1/2、上限20,000円/基</p> <p>【上限】10基/1事業者</p>	<p>事前申請必須、本申請の前に事前申請様式を提出してください。</p> <p>助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月25日 ◆第1期：公募期間4月1日～7月20日 7月末日 ◆第2期：公募期間8月1日～11月20日 11月末日 ◆第3期：公募期間12月1日～翌2月20日 2月25日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】 機器費用(取付費、消費税除く)の1/2の額(千円未満端数切捨)で、機器分類に応じた上限額まで。 ・簡易型 【上限】10,000円/基 ・標準型 【上限】20,000円/基 ・運行管理連携型 【上限】30,000円/基</p> <p>【助成限度】 県内保有台数の1/2(端数切上) 【上限】10基/1会員(機器分類を問わず)</p>	<p>助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月25日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象者】 青ト協の法廷中小企業である会員 ※中小企業者とは 資本金3億円以下または従業員300人未満の会員</p> <p>【助成額】 機器単価(税抜)1/2 【上限】5万円 【上限】3台/1事業所</p>	

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器専業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
岩手県トラック協会	申請期間:4月1日～翌年2月20日(必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【ハンディ記録式】 機器、管理ソフト等の取得価額の1/2(100円未満切り捨て) 助成上限額は150,000円/1事業者 とする。 【据置記録式】 機器、管理ソフト等の取得価額の1/2(100円未満切り捨て) ・助成上限額は40,000円/1台 1事業者3台まで ※1営業所1台まで。 ※取得価額には付属品、消耗品、セットアップ費用、消費税等は含めないものとします。 ※県内の営業所に限ります。	申請期間:4月1日～翌年2月20日(必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吹き込み式インターロック 助成額20,000円/台(上限) 1事業者5台まで 取付費用及び消費税は助成対象外。 国、他の団体等が実施する制度との併用は出来ません。中古品、レンタルは対象外。	該当なし	申請期間 4月1日～翌年2月20日(必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 機器本体購入価額の2/3(千円未満切り捨て)、30,000円/台を上 限額とする。 購入価格には、取付費用、管理費用及び消費税を含まない ○EMS機器助成と併せ、各社30台を上限とする。 所有台数30台未満の場合、会員名簿記載の車両台数と同数 を上限とする。 ※国・他団体等から補助金が交付された機器は、本会助成事 業の対象とはいたしません。中古品、レンタルは対象外。	申請期間 4月1日～翌年2月20日(必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ○購入価額(税別)の1/2とし、50,000円/台を上限とする。 ※国からの補助金が交付された機器、又は中古品、リースによる 導入は助成対象外とする。 購入価額には消費税、送料は含めない。 ○1事業所1台限りとする。
宮城県トラック協会	令和3年4月1日～4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ①ハンディタイプ ・購入価格(税抜)の2分の1 → 1機あたり5,000円限度 ・1事業者 5機まで ②卓上タイプ ・購入価格(税抜)の2分の1 → 1機あたり5万円限度 ・1事業者 3機まで(1事業所1機) ※安全装置等 他の助成を受ける機器は助成対象外	令和3年4月1日～4年2月4日 実績:～4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・購入価格(税抜)1機あたり5万円限度 (後方視野確認支援装置、IT点呼時アルコール検知器等) ・1事業者 計10機まで ※国から補助を受けた装置は助成対象外 ※アルコールチェッカー等 他の助成を受ける装置は助成対象外		令和3年4月1日～4年2月4日 実績:～4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・購入価格(税抜)1機あたり簡易型1万円限度、 1機あたり標準型2万円限度、 1機あたり運行管理連携型4万円限度 ・1事業者 計20機まで ※国から補助を受けた機器は助成対象外 ※EMS機器等 他の助成を受ける機器は助成対象外	令和3年4月1日～4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 * 全自動血圧計(業務用)の導入助成  (全ト協の助成対象表にて) ・購入価格(税抜)の2分の1 → 1機あたり5万円限度 ・1事業者 1機まで ※国等から補助を受けた機器は助成対象外
秋田県トラック協会	該当なし	申請期間:2021年4月1日から2022年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り助成対象とする。)  車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格の1/2(上限2万円) ・取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨て。 ・取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。 ・1社あたりの助成限度額は、総額で10万円まで  ※国から補助金が交付されている装置に対しては、助成金を交付しない。		申請期間:2021年4月1日から2022年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成金額:ドライブレコーダ本体取得価格の2分の1 簡易型 10,000円 標準型 20,000円 運行管理連携型 30,000円 スマートフォン活用型 5,000円 上記に該当しないドライブレコーダについては、スマートフォン 活用型に準じて助成する。  一会員当たりの助成台数 ・50円以下 5台まで ・50円超 10台まで  国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない。	申請期間:2021年4月1日から2022年2月末日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  1台当たりの助成金額は、本体取得価格の2分の1 ・高機能な血圧計 70,000円 ・簡易な血圧計 10,000円 ※国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない。
山形県トラック協会	会員のみ閲覧可能				
福島県トラック協会	該当なし	申請期限:令和4年2月28日までに提出 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)を対象  1会員15台を上限 1台 37,000円  中古品・レンタル品は助成対象としない		令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に導入され た機器 申請期限:令和4年2月28日までに提出日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 購入価格の1/2まで助成(1会員15台を限度とする。)  ○簡易型 10,000円 ○標準型 20,000円 ○運行管理連携型 ・国の補助金を受けない場合:40,000円 ・国の補助金を受けた場合:20,000円	令和3年4月1日より令和4年2月28日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象者:福島県内会員で、中小企業事業者 助成額:1台70,000円で1事業者2台までとする。  対象機器:助成対象とする血圧計は、管理医療機器かつ特定保守 管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、全日本トラック協 会が別に定める基準を満たす機器とする。(中古品を除く)

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促進助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
茨城県トラック協会	該当なし	対象期間:令和3年2月1日から令和4年1月31日までに導入が完了し、支払いが終了する機器 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】取得価格の1/2 茨ト協:10,000円 全ト協20,000円(全ト協助成金に関しては、全ト協の予算額に達した時点で受付が終了) 助成台数は会費請求台数を限度とする。	該当なし	対象期間:令和3年2月1日から令和4年1月31日までに導入が完了し、支払いが終了する機器 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】1台あたり10,000円 助成台数は会費請求台数を限度とする。	対象期間:令和3年2月1日から令和4年1月31日までに導入が完了し、支払いが終了する機器 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成対象機器】県内の営業所に新たに導入する管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 【助成額】 茨ト協:取得価格の1/4、25,000円 全ト協:取得価格の1/2、50,000円
栃木県トラック協会	該当なし	申請期間:令和3年6月1日～令和4年2月28日 ※ただし令和3年3月1日～令和4年2月28日までに装着及び支払いが完了しなければならない ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼吸吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク認定事業所が導入した場合に限る  助成金額 全ト協助成額:機器の取得価格の1/2(上限2万円)/台 栃ト協助成額:1万円/台 ※申請は1事業者あたり対象装置10台を上限		申請期間:令和3年6月1日～令和4年2月28日 ※ただし令和3年3月1日～令和4年2月28日までに装着及び支払いが完了しなければならない ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成金額 車載器1台あたり1万円 ※申請は1事業者あたり車載器およびスマートフォンのアプリケーション10台を上限とする	申請期間:令和3年6月1日～令和4年2月28日 ※ただし令和3年3月1日～令和4年2月28日までに購入及び支払いが完了しなければならない ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象機器 全ト協認定機器または医療機器認証番号を取得した上腕式血圧計(手首式は対象外)  助成金額 取得価格(本体のみ税抜き)の1/2以内の額(千円未満切り捨て) ■全ト協認定機器は上限5万円/機 ■上記以外の機器は上限1万円/機(1事業者あたり5台まで)  ※国等からの補助金が交付された場合は助成対象外 ※助成対象は中小企業のみ
群馬県トラック協会	令和3年4月1日(木)から令和4年2月25日の間に導入を完了し、支払い等が終了したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【ハンディ型・記録型検知器】 呼吸中のアルコール濃度を測定できる機器または検査結果を記録できる機器 ・1台あたり、購入価格の半額(千円未満は切捨て) ・1会員事業者あたり、15万円を上限 【遠隔地型検知器】 ①携帯型:1台あたり、購入価格の半額(千円未満切捨て) 1会員事業者あたり、15万円を上限 ②事務所用:1台あたり、購入価格の半額(千円未満切捨て) 1会員事業者あたり、1台まで 10万円を上限	該当なし	令和3年4月1日(木)から令和4年2月10日(木)の間に導入を完了し、支払い等が終了したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成交付額:1台 100,000円(県ト協のみ)  助成対象台数:1事業者1台 装置導入時において、国土交通省に「IT点呼に係る報告書」を提出し受付されていることを条件とする。  ※装置取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品などの費用を含むものとする。なお、取付工賃・インストール料・年間保守料や消費税などは含まない。	令和3年4月1日から令和4年2月10日の間に新たに導入(中古品・レンタル品等は除く。)を完了し、支払い等が終了したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象機器:標準型・運行管理連携型  助成交付額:1台当たり、取得価格(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満切捨て) 上限20,000円  ただし、1会員30台を限度とし、被けん引車を除く会費請求台数が30台以下の場合は、その台数迄とする。	令和3年4月1日(木)から令和4年2月10日(木)の間に導入を完了し、支払い等が終了したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象:助成対象者は、一般社団法人群馬県トラック協会の定款に定める会員で、群馬県内の営業所に新たに機器を買取り備え付ける中小事業者  助成対象機器 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)  助成金交付額 1台あたり、機器の取得価格の1/2(千円未満切り捨て)・上限(全ト協)50,000円
埼玉県トラック協会	会員のみ閲覧可能				

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
千葉県トラック協会	該当なし	令和3年4月1日～令和4年1月末日 申請受付期間:令和3年6月1日～令和4年2月4日午後5時必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  呼気吹込み式アルコールインターロック装置 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の導入に限る 対象装置の取得価格(消費税を除く)の1/2として上限2万円 ※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。  新型コロナウイルス感染予防対策のため、原則郵送での申請をお願いいたします。		令和3年3月1日～令和4年1月末日 申請受付期間:令和3年6月1日～令和4年2月4日午後5時必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  上限台数:50台 ※「デジタルカメラ・ドラレコ一体型」を合算 20万円以上 50,000円 10万円以上 30,000円 10万円未満 15,000円 ※導入費用(消費税除く)が15,000円以下の場合対象外  新型コロナウイルス感染予防対策のため、原則郵送での申請をお願いいたします。	助成対象機器:令和3年4月1日～令和4年1月末日までに購入(割賦含む)した、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 申請受付期間:令和3年6月1日～令和4年2月4日午後5時必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  機器の価格(消費税を除く)の1/2として、上限5万円 ※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。  新型コロナウイルス感染予防対策のため、原則郵送での申請をお願いいたします。
東京都トラック協会	該当なし	令和3年5月14日から令和4年3月25日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る  ・車両1台につき対象装置ごとに、2万円を上限 ・装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお取付工賃、消費税は、取得価格に含まない。)の1/2まで ・1会員事業者 装置30台分まで		令和3年6月1日(火)から令和4年2月28日(月)まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成額 標準型・運行管理連携型 10,000円  助成台数 EMS用機器及びDR用機器の補助については、1社合わせて15台まで(補助数制限)  国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。	令和3年5月20日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象とする機器は、メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器とする。  助成対象事業者 東ト協会員事業者で中小企業者を対象  助成額 5万円を上限として、取得価格の2分の1 ※国及び他の道府県トラック協会等から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。 ※異取り(一括・割賦)にて新たに新品の機器を導入した場合とする。(中古品は不可) ※取得価格に消費税は含まない。
神奈川県トラック協会	会員のみ閲覧可能				
新潟県トラック協会	会員のみ閲覧可能				
富山県トラック協会	会員のみ閲覧可能				
石川県トラック協会	令和3年4月1日～令和4年2月28日 【事前申込受付期間:令和3年4月1日～12月25日】 【実績報告書類提出期日:令和4年2月28日】 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 アルコール検知器協議会が認定した機器(新品・買取のみ) 【助成金額】1台あたり3,000円 ※別売りの付属品(カード、ストロー等)は価格に含まれない ※国や自治体等からの補助金が交付された機器については、対象となる助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で助成	令和3年4月1日～令和4年2月28日 【事前申込受付期間:令和3年4月1日～12月25日】 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置(国土交通省の技術指針に適合しているもの) ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る) 車両1台につき対象装置ごとに2万円  ※石川県内の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの ※:事前申請		令和3年4月1日～令和4年2月28日 【事前申込受付期間:令和3年4月1日～12月25日】 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  簡易型・標準型……1万円 運行管理型……2万円 EMS一体型……車両1台あたり機器価格(税抜)の1/3(千円未満切捨て・上限6万円) ※石川県内の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの ※:事前申請	令和3年4月1日～令和4年2月28日 【事前申込受付期間:令和3年4月1日～12月25日】 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  機器取得価格(税抜)の1/2(上限5万円) ※1事業所1台 ※国の補助金との併用は、助成対象外。 ※:事前申請
福井県トラック協会	会員のみ閲覧可能				

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
山梨県トラック協会	<p>助成金対象期間:令和3年4月1日から令和4年1月31日 までに、装着・支払等すべてを完了したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象機器】運転者の点呼時に使用するアルコール 検知器等で検査結果を記録できる装置、あるいは遠隔地 での検査結果を管理するための装置を備える機種</p> <p>【助成金額】1台(1式)につき費用(消費税除く)の1/2 1事業者あたり5台まで。 上限金額 … 30,000円/台 ※機種により全ト協助成額20,000円(条件あり) ※国からの補助金を受けたものについては対象外とす る。</p>	該当なし	該当なし	<p>助成金対象期間:令和3年4月1日～令和4年1月31日まで に、装着・支払等すべてを完了した(完了する)もの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>◎1台につき装着費用(消費税除く)の1/2。 1事業所あたり30台まで。 上限金額 標準型 15,000円/台 運行管理型 30,000円/台 ※ 国からの補助金を受けたものについては対象外とする。</p>	全ト協成のみ
長野県トラック協会	<p>令和3年4月1日から令和4年2月末日 (申請締切日は令和4年3月4日) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・卓上型機器 ・モバイル通信用機器 ・携帯型検知器 導入価格(消費税を除く)の1/2以内で一会員100,000円 (年間上限) ※遠隔地検査管理用及び検査結果の記録等に必要なハ ンズオン、携帯電話等の購入費用、機器導入に伴う継続費 用(マウスピース、ロール紙、フィルター等の交換に要する 費用、基本契約料、通信・通話料、保守料等)については 除外</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年2月末日 (申請締切日は令和4年3月4日) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼吸吸込み式インターロック装置 ※装着対象車両は長野県内ナンバーの事業用貨物自動車 ・IT点呼時に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業所限定)</p> <p>【助成額】機器本体価格の1/2以内:上限 20,000円 1装置あたり 20,000円(IT点呼用携帯型アルコール検知器は10,000円) 一会員あたり機器合計で年間 50台を上限とする。</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年2月末日 (申請締切日は令和4年3月4日) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】 標準型、運行管理連携型とも機器 1台あたり 10,000円</p> <p>※年間導入台数は、一会員当たり50台まで ※長野県内ナンバーの事業用貨物自動車</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年2月末日 (申請締切日は令和4年3月4日) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額:県ト協】 取得価格(消費税を除く)の2分の1以内、上限10,000円</p> <p>ただし、会員が中小企業法人である場合は、全ト協の助成金(取得 価格(消費税を除く)の2分の1以内、上限50,000円)を加算</p> <p>一会員一台まで</p>	
岐阜県トラック協会	<p>交付申請期間:令和3年4月23日(火)～令和3年12月20日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>機器(オプション・消耗品等含む)及びセンサーの価格【除 く消費税】の3分の1(百円未満切捨て) 1営業所あたり10万円まで ※国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはでき ません。</p>	<p>交付申請期間:令和3年4月23日(火)～令和3年12月20日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>装置価格の1/2の額(千円未満切捨て) 上限20,000円</p> <p>保有車両数(以下、車両数)により、助成台数の上 限あり ①車両数30両以下は、10台まで(ただし、保有車 両数まで)。 ②車両数30両超は、車両数の3分の1(小数点以 下切上げ)とし、30台を上限とする。 ※保有車両数(被牽引車を除く)は、令和3年3月末 日現在とする。 ※呼吸吸込み式アルコールインターロックは、アル コール検知器導入助成金との併用はできません。 ※国の補助を受ける装置は、助成を受けることが できません</p>	該当なし	<p>交付申請期間:令和3年4月23日(金)～令和3年12月20日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 車載器(本体・標準付属品)価格の1/3(千円未満切捨て) で、下記①～⑤に示す限度額までとする。 ①運行管理連携型:上限額 30,000円 ②標準型:上限額 20,000円 ③簡易型:上限額 10,000円 ④デジタル一体型:上限額 50,000円 ⑤バックカメラ一体型:モニター価格の1/6で上記上限額ま で ※国の補助を受ける機器は、トラック協会の助成は受けること ができません。 車両数30両以下は、10台まで(ただし、保有車両数まで) 車両数30両超は、車両数の3分の1(小数点以下切上げ)と し、30台を上限とする。</p>	<p>交付申請期間:令和3年4月23日(月)～令和3年12月20日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>機器価格の1/2の額(千円未満切捨て) 5万円を上限とする。</p> <p>1営業所1台かつ1事業者2台までとする。 ※国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請をお願い します。</p>
静岡県トラック協会	会員のみ閲覧可能				

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促進助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
愛知県トラック協会	該当なし	<p>受付期間:令和3年5月7日(金)～令和3年12月17日(金)必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【呼気吹込み式アルコールインターロック】 愛ト協:40,000円/1台 全ト協:装置価格の1/2 上限20,000円</p> <p>【高度点呼時運用管理機器(IT点呼機器)】 愛ト協:装置価格の1/3(上限20万円) ※全ト協は「IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器」装置価格の1/2上限20,000円</p> <p>※リース・割賦購入については、愛ト協は対象外、全ト協は対象。 ※全ト協と国土交通省の併用できません。愛ト協と全ト協の併用は可能。 ※高度点呼時運用管理機器、IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器はGマークの取得事業所が助成対象となります ※令和3年6月25日現在 利用率11%</p>		<p>受付期間:令和3年5月7日(金)～令和3年12月17日(金)必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】 車載器1台あたり 簡易型:4,000円 運行管理連携型:20,000円 標準型:12,000円</p> <p>※ 県内の事業用貨物自動車へ装着する機器に限る ※ リース、割賦購入不可 ※ ソフトは助成対象外です。 ※ 機器により助成額が異なるので、対象機器一覧をよくご確認ください。 ※令和3年6月25日現在 利用率15%</p>	全ト協助成のみ
三重県トラック協会	該当なし	<p>【申請期間】R3.6.1～R4.2.28 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】R3.4.1～R4.2.28の間に三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に導入し、支払い等が完了しているもの</p> <p>【助成額】取得価格1/2、1台につき2万円まで</p>	<p>IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成</p> <p>【申請期間】R3.6.1～R4.2.28 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】R3.4.1～R4.2.28の間に三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に導入し、支払い等が完了しているもの ※Gマーク認定事業所のみ</p> <p>【助成額】取得価格1/2、1台につき2万円まで</p>	<p>【申請期間】R3.6.1～R4.1.31 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に ①「ドライブレコーダー」又は②「スマートフォン活用型」を取付け、R3.2.1～R4.1.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。</p> <p>【助成額】 ①「ドライブレコーダー」1台につき3万円 ②「スマートフォン活用型」1台につき6万円 但し、1社につき合わせて20台まで</p>	<p>【申請期間】R3.6.1～R4.2.28 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】R3.4.1～R4.2.28の間に中小企業者が三重県内の営業所に指定の機器を設置し、支払い等(一括・割賦)が完了しているもの ※リースは対象外</p> <p>【助成額】 取得価格1/2、1台につき5万円まで</p> <p>1つの営業所に複数台導入できるようになりました</p>
滋賀県トラック協会	該当なし	<p>申請期間:令和3年4月1日～令和4年2月28日(2月28日必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼気吹込み式アルコールインターロック ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る</p> <p>【助成額】 機器取得価格の1/2(上限2万円)(「全ト協」助成金含む) ただし1会員事業者当たりの助成額の上限は20万円までとする。</p>		<p>申請期間:令和3年4月1日～令和4年2月28日(2月28日必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】 運行管理連携型及び標準型は1台当たり2万円 簡易型は1台当たり1万円 後方ドライブレコーダーまたは同等の機能を有するものは1台当たり1万円(工賃のみ可)</p> <p>【1会員事業者当たりの助成台数】 保有車両数(ただし、被牽引車を除く)の50%(端数は切捨)で上限30台まで 保有車両が10台以下の場合保有車両の50%制限にかかわらず、5台まで申請可能</p>	<p>申請期間:令和3年4月1日～令和4年2月28日(2月28日必着) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】血圧計を導入する滋賀県会員事業者(中小企業者) 【助成対象機器】全自動血圧計(業務用)</p> <p>血圧計取得価格(税抜)の1/2・上限5万円 1事業者あたり1台まで</p> <p>※取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。</p>

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促進助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
京都府トラック協会	該当なし	令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吸込み式アルコールインターロック ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(※Gマーク事業者が導入する場合に限る) 装置1台あたり:4万円(全ト協 2万円・京ト協 2万円 取得価格の1/2 上限) 1社 10台まで		令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ① 簡易型: 購入価格(税抜き)の1/2(1台あたりの上限1万円) ② 標準型装置1台あたり: 1万円 ③ 運行管理連携型装置1台あたり: 2万円 届出車両台数 10両未満: 届出車両台数と同数(被けん引車は除く) 10両以上: 上限10台(被けん引車は除く)	令和3年4月1日～令和4年3月11日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 血圧計の取得価格の2分の1 (1台あたりの上限5万円/全ト協助成のみ) 1事業所 1台を上限とする
大阪府トラック協会	該当なし	令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成額 1装置あたり機器の本体購入価格の1/2、最大5万円(消費税・取り付け工賃等は助成対象外) ・上限台数 1事業者あたり15台を上限 ※年度内に同一車両の複数回申請は不可 ※国の補助金が交付された(交付申請を行う)装置については重複助成いたしません	該当なし	令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成額 1機器あたり機器の本体購入価格の1/2、最大4万円 ※社内撮影用カメラと両方導入した場合は車両1台あたり最大5万円まで ・上限台数 社内撮影用カメラとの合計で車両15台まで ※年度内に同一車両の複数回申請は不可	令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月) ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成額 血圧計本体取得価格の1/2、上限5万円 ・助成要件 令和3年4月1日以降に購入、支払ったもの 中小企業で大阪府下の事業所で購入したもの ※国やほかの団体等から補助金が交付された機器については助成不可
兵庫県トラック協会	申請受付期間:令和3年4月1日～令和4年3月10日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成対象 日時を含む検査結果が記録用紙またはパソコンにデータとして取り込み保存可能な記録型機器であること。 営業所に据え置くタイプとするが、ハンディタイプであっても同等の機能を有する機種は助成対象とする。 ※国から補助金等の交付を受ける検知機は助成対象外※新規購入に限る。 ・助成額 本体導入費用(消費税除く)の1/2 ・上限台数 15万円を上限、1事業者あたりの助成台数の上限は1台 ※本体に対する値引きがある場合、値引き後の価格 ※オプション付属品、センサー交換、保守費用、ソフトウェア、記録媒体、設置費、ハーネス類などは助成対象外	申請受付期間:令和3年4月1日～令和4年3月10日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吸込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所に限る。) ・助成額 車両1台につき対象機器ごとに 全ト協:取得価格の1/2(上限2万円) 兵ト協:1万円 ※ 予算に達した場合は一方のみ。 1会員の申請車両台数は20台を上限とする。		申請受付期間:令和3年4月1日～令和4年3月10日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成額 運行管理連携型:1台あたり10,000円 (1事業者20台) 標準型:1台あたり10,000円(1事業者20台を限度) 簡易型:1台あたり10,000円(1事業者20台を限度) ※合計20台/者を限度とする。	申請受付期間:令和3年4月1日～令和4年3月10日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 助成対象者 兵庫県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象 助成額及び上限 兵ト協・全ト協、各々血圧計の取得価格の1/2・上限5万円その合計したものを、会員事業者に支払う
奈良県トラック協会	該当なし	令和3年4月1日から令和4年1月31日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・呼気吸込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者のみ) 安全装置1台あたり 奈ト協:30,000円 全ト協:取得価格(消費税を除く)の1/2、上限20,000円 1社あたりの助成台数は上限を10台		令和3年4月1日から令和4年1月31日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成対象 会員の保有する奈良県登録の事業用車両に装着した機器。 公益社団法人全日本トラック協会が認めたもので運行管理連携型 ・助成額 機器1台あたりの助成金額は30,000円 1社あたりの助成台数は上限は10台まで ※ただし、助成額は購入額(消費税を除く)を限度 ※国の補助金が交付された機器は助成金の交付をしない	令和3年4月1日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 ・助成対象 協会会員で会費の滞納がない中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下) ・助成金額 血圧計本体取得価格(消費税を除く)の1/2(上限50,000円) ※導入方法は新品の買取り(一括または割賦)に限る。 ※国や他の団体等から補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促進助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
和歌山県トラック協会	該当なし	準備中		準備中	準備中
鳥取県トラック協会	該当なし	全ト協助成のみ		1時受付期間:令和3年6月1日～令和3年6月30日 2時受付期間:令和3年7月1日～令和3年12月24日 ※1時受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・助成対象 全日本トラック協会が認めたもの  ・助成額 導入費用の2分の1(一体型は4分の1) 車載器1機当たり50,000円 事務所機器1機当たり50,000円(1会員事業者1機のみ) ※解析ソフトおよびカード読み込み機器でインストール費用等 はのぞく、またEMS用機器助成金との併用はできません ※事務所機器の助成金の有無は必ず鳥ト協へ事前にご確認 下さい。  ・鳥ト協の助成台数上限(1事業者) ドライブレコーダー(車載器) 6台 ドライブレコーダー(事務所機器) 1台	令和3年4月1日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・助成対象 全ト協が認めた機器(血圧計)を買取り(一括・割賦)にて新たに設置 した鳥取県トラック協会の会員事業者(中小企業者) 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業 務用)  ・助成額 血圧計の所得価格1/2、上限5万円 1事業者あたり1台まで ※国等から補助金が交付された場合全ト協の助成金は交付しない
鳥根県トラック協会	該当なし	事業期間:令和3年4月1日から令和4年2月20日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付終了 ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (安全性優良事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。) 助成金額:購入金額の2分の1とし2万円を限度 1会員事業者あたり10台を限度		事業期間:令和3年4月1日から令和4年2月20日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付終了  助成金額:1台当たり1万円 1会員事業者あたり10台を限度	該当なし
岡山県トラック協会	該当なし	当該年度4月1日以降3月15日までに装着、支払いが完了したもの  ・呼気吹込み式アルコールインターロック 取得価格1/2(上限 60,000円、1会員あたり2台まで) ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2(上限20,000円、Gマーク事業所に限る)		当該年度4月1日以降2月末日までに装着、支払いが完了し たもの ◆車載器 1台 取得価格の1/2 簡易型 上限 10,000円 標準型 上限 20,000円 運行管理連携型 上限 30,000円 一体型 上限 30,000円 ただし、1会員あたりの助成総額は600,000円を限度とする ※ 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交 付しない。	全ト協助成のみ
広島県トラック協会	該当なし	令和3年4月1日から令和4年3月11日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。  申請は1事業所当たり各対象装置100台を限度とする。  車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格(消費税抜き)の2分の1(千円未満切り捨て) 2万円を上限とする。		令和3年4月1日から令和4年3月11日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  1車両あたりいずれか1台の金額を交付する。 簡易型 10,000円 標準型 20,000円 運行管理連携型 30,000円 デンタコー一体型 40,000円 スマートフォン型 3,000円 上記の助成金の額を下回る場合は、実費額(千円未満切り捨 て)を交付する。 申請はEMS車載器も含め、1事業所当たり100台、1事業者 500台を限度とする。	令和3年4月1日から令和4年3月11日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象:会員事業者で中小企業者 助成対象機器:管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全 自動血圧計(業務用)  購入価格:1機あたり購入価額(税別)の1/2、上限50,000円



アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促進助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
山口県トラック協会	該当なし	<p>会計年度の4月1日から3月31日まで 助成条件:2月末日までに支払い等が済み、申請があったものに限る。 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る</p> <p>1会員あたり対象装置20台を限度 対象装置1台あたり取得価格の2分の1の額 (上限2万円、全日本トラック協会助成分のみ) ※令和3年6月25日現在5%</p>	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	<p>会計年度の4月1日から3月31日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>1台あたり購入価格の1/2の額。ただし1万円を限度とする。 (千円未満切り捨て) 1会員あたり30台を限度とする。(保有台数が30台未満の場合 は、保有台数を限度とする。 取付公費および消費税は助成の対象外とする。</p> <p>助成条件:3月31日までに購入又はリースにより導入を完了 するドライブレコーダー車載器とする。ただし、1会員あたり30 台までとする。なお、消費税及び機器取付工賃は、助成の対 象外とする。 ※令和3年6月25日現在8%</p>	該当なし
徳島県トラック協会	該当なし	<p>令和3年4月1日～令和4年3月4日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼気吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (Gマーク認定事業所が導入する場合に限る)</p> <p>購入価格の1/2 上限 20,000 円/1 台(全ト協) 「後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置」含む、1事業者 20台まで</p>		<p>令和3年4月1日～令和4年3月4日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】購入価格の1/2上限 20,000 円/1 台 【助成台数】1事業者20台まで</p>	<p>令和3年4月1日～令和4年3月4日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】◆全ト協 取得価格の1/2(上限 50,000 円/1 台) ※助成額を計算する上での取得価格は消費税を除くこと ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応(※助成額は全ト協と同じ) 【助成台数】助成台数は上限なしとする。</p>
香川県トラック協会	該当なし	<p>助成対象期間:令和3年2月1日(月)～令和4年1月31日(月) 申請期間:令和3年6月1日(火)～令和4年2月4日(金)香ト協必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT点呼時に使用する携帯型アルコール検知器 25,000円/台 助成上限数:あわせて10台まで ※国の補助金との併用は不可となります。</p>		<p>助成対象期間:令和3年2月1日(月)～令和4年1月31日(月) 申請期間:令和3年6月1日(火)～令和4年2月4日(金)香ト協必 着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>標準型 15,000円 運行管理連携型 25,000円 あわせて10台</p> <p>※国の補助金を利用した場合、購入金額により満額助成されな い場合があります。</p>	<p>助成対象期間:令和3年2月1日(月)～令和4年1月31日(月) 申請期間:令和3年6月1日(火)～令和4年2月4日(金)香ト協必着 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>取得価格の1/2 50,000 円 ※助成金額が購入金額を上回る場合は、購入金額まで 助成上限数1台</p>
愛媛県トラック協会	会員のみ閲覧可能				
高知県トラック協会	該当なし	<p>対象期間:令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支払い完了 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・アルコールインターロック ・IT点呼機器(条件:Gマーク保有事業者) 【助成額】20,000円 【助成限度】保有台数30%</p>		<p>対象期間:令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支 払い完了 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額】1/2 上限1万</p>	<p>対象期間:令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支払い 完了 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【条件】中小企業者に限る/買取(一括・割賦)に限る 【助成額】3/4 上限10万 【助成限度】1台/社</p>

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
福岡県トラック協会	令和3年4月1日～令和4年2月末日まで 終了 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 ハンディタイプ: 1台購入価格 3千円(税別)以上のもので1台当りの購入 価格の半額(千円未満切捨て) 令和3年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の 50%(端数切り捨て)で、上限 30台まで 記録検査機: 1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助 成し、5万円を上限 ・助成台数は、1 会員事業所当たり 1 台まで	令和3年4月1日～令和4年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 福特協: 車載用測定装置1台当たりの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成、1万円を上限 1 会員事業所当たり令和3年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の 20%(端数切り捨て)を 限度とし、上限は10台まで 全ト協: アルコールインターロック装置及び IT 点呼に使用する検器:装置 1台当たり 20,000円を助成 助成台数は県ト協助成台数に準ずる ※IT 点呼に使用する検知器については、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する 場合に限る	令和3年4月1日～令和4年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了	令和3年4月1日～令和4年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 ①簡易型:10,000円 ②標準型:15,000円 ③運行管理連携型:30,000円 助成台数は令和3年2月末日現在の保有車両数(エ ンジン付き)の 20%(端数切り捨て)で上限 10 台まで	全ト協助成のみ
佐賀県トラック協会	該当なし	令和3年4月1日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1台あたり機器価格の2分の1で上限2万円を交付 1事業者あたり10台を限度、ただし保有車両台数が10台未満の事業者については、 車両台数を上限とする。	令和3年4月1日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了	EMS用機器等導入助成金(ドライブレコーダー) 令和3年4月1日～令和4年2月28日 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 1台あたり上限2万円を交付 【助成台数】 1事業者あたり20台を限度とするが、保有車両台数が20台 未満の事業者については、車両台数を上限とする。	全ト協助成のみ
長崎県トラック協会	準備中	準備中	準備中	準備中	準備中
熊本県トラック協会	毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成対象装置】 簡易型/記録型検査装置/遠隔地検査管理装置  【助成額および台数】 会員事業者が新たに導入する装置に対して、熊本協より 購入費用(税別)の2分の1を交付するが上限に関しては 以下のとおりとする。 ・簡易型 1台あたり10,000円 5台まで ・記録型検査装置及び遠隔地検査管理装置 30,000円 1台まで  ※本体の機器とし、センサー交換、定期保守費用、パソ コン携帯電話等の周辺機器については助成の対象としない	毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所) 【助成額】 車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2 (上限:全ト協20,000円、熊本協10,000円。)  一事業者につき3台まで 会員事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。	毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  簡易型10,000円、運行管理連携型20,000円、スマートフォン活 用型5,000円 ※1社あたり5台を上限に助成します。 但し、国からの補助金が交付された機器については、対象外 とする。 会員事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。	毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・購入費用(税別)の2分の1(上限5万円)を助成する。 申請は1事業所あたり1台とする。 ・中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)が対象 で1事業者1台を限度とします。 ※助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。	
大分県トラック協会	申請受付期間:当該年度4月から3月15日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 「携帯型」について1器あたり2,000円を限度(消費税除 く、100円未満切捨て)とし、2,000円を下回った場合は その額 台数の上限は、当該年度の会員名簿における登録車両 台数(被牽引車を除く)の30%(小数点以下切り上げ)	申請受付期間:当該年度4月から3月15日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 1台につき1万円 台数の上限は、前年度3月末日現在会員名簿の車両 台数(被牽引車を除く)の30%以内(小数点切り上 げ)	全ト協助成のみ	申請受付期間:当該年度4月から3月15日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成額】 簡易型(助成額10,000円) 標準型(助成額10,000円) 運行管理連携型(助成額10,000円) スマートフォン活用型(助成額3,000円)  台数の上限は、前年度3月末日現在会員名簿の車両台数(被 牽引車除く)の30%以内とする。	申請受付期間:当該年度4月から3月15日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【助成対象】新たに機器を導入した会員事業者で中小企業者 【対象機器】管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自 動血圧計(業務用) 【助成額】 取得価格の1/2(上限3万円)を交付 1事業者あたり1台まで ※国から補助金が交付された機器に対しては県ト協の助成金は交 付しない

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2021年度版 2021/6/30時点  
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導 入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール 検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する 場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業
宮崎県トラック協会	令和3年4月1日から令和4年3月13日までに購入、交換したものに限り ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  1会員事業所あたり10台限度 申請日現在に県内でGマークを取得している事業者は1会員あたり15台を限度とする。  卓上据置型:購入額の4分の1とする、1台あたり20,000円を限度とする。 ハンディタイプ:購入額の2分の1とする、1台あたり5,000円を限度とする。 アルコール検知器のセンサー交換:交換費用の2分の1とする、1台あたり5,000円を限度とする。	令和3年4月1日から令和4年3月13日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所が導入する場合に限る) 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき対象装置ごとに1万円を交付する。 申請台数を合算して1会員事業所あたり10台を限度とする。 ただし申請日現在、県内にてGマーク(安全性優良事業所)を取得している事業者は、1会員あたり15台を限度とする。	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者)※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	令和3年4月1日から令和4年3月11日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  1台あたり10,000円 1会員事業者あたり 10台限度 申請日現在に県内でGマークを取得している事業者は1会員あたり15台を限度  ※助成の対象となるのは県トラック協会が宮崎県内に所在する事業所とする	令和3年4月1日～令和4年3月11日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【対象】 陸奥防宮崎県支部宮崎県支部の会員事業者で中小企業者 ・血圧計の取得価格の1/4 ・上限2万円 ※取得価格に消費税は含まない。 ※国等から補助金が交付された場合、全協から助成金は交付しない。
鹿児島県トラック協会	会計年度の4月1日から2月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  鹿児島県内の認可営業所で使用するため買換えや追加購入するものを対象とする。ただし、機器センサー交換及び部品交換は対象外とする。 機器の取得価格(税抜)またはリース費用の2分の1とし、1会員あたり15,000円(上限) 安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員あたり30,000円	会計年度の4月1日から2月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  ・呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る  1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限20,000円)とする。(千円未満切り捨て)	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者)※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	会計年度の4月1日から2月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  全協協定機器 ・運行管理連携型  ①運行管理連携型 1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限5,000円) ②標準型・③簡易型 1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限3,000円)  それ以外の機器 上限2千円  登録台数(除く、被けん引車)の30%まで 登録台数(除く、被けん引車)30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで	当該年度の4月1日から翌年2月末日までに機器の購入及び設置等を完了し、支払いが終了するもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  助成対象者:県内の事業所に導入する会員事業者(以下「会員」という。)で中小企業者を対象  助成額:1台あたり機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とし、50,000円を上限  ※取得価格には、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。 ※ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。
沖縄県トラック協会	【事前申請】令和4年1月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  【会員事業者】 ①事業用車両数(自走車)の2分の1、且つ10機器分まで ・携帯型・・・5,000円/機 ・据置・記録型・・・税抜導入価格の2分の1 上限は①の導入台数上限×5,000円(最大50,000円迄)  【非会員事業者】 ①事業用車両数(自走車)の10分の1、且つ2機器分まで ・携帯型・・・2,000円/機 ・据置・記録型・・・税抜導入価格の10分の1 上限は①の導入台数上限×2,000円(最大4,000円迄)	令和4年1月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。  ・呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る 上限台数: 【会員事業者】1運送事業者あたり対象装置ごとに10装置分 【非会員事業者】1運送事業者あたり対象装置ごとに2装置分 助成額: 【会員事業者】1装置あたり30,000円(公益社団法人全日本トラック協会上限20,000円(但し、税抜機器価格の2分の1を上限とする。))、沖ト協10,000円) 【非会員事業者】1装置あたり1,000円(沖ト協1,000円)	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者)※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	【事前申請】 令和4年1月末日まで ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了  上限台数: 【会員事業者】1運送事業者あたり20機器導入分 【非会員事業者】1運送事業者あたり4機器導入分  助成額 【会員事業者】1機器あたり取得価格の1/2(上限1万円) 【非会員事業者】1機器あたり取得価格の1/2(上限2千円)  国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。	全協助成のみ